

資料1

令和7年度 第2回 茨木市都市計画審議会 (生産緑地地区)

令和7年11月10日

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

議第 1 5 0 号

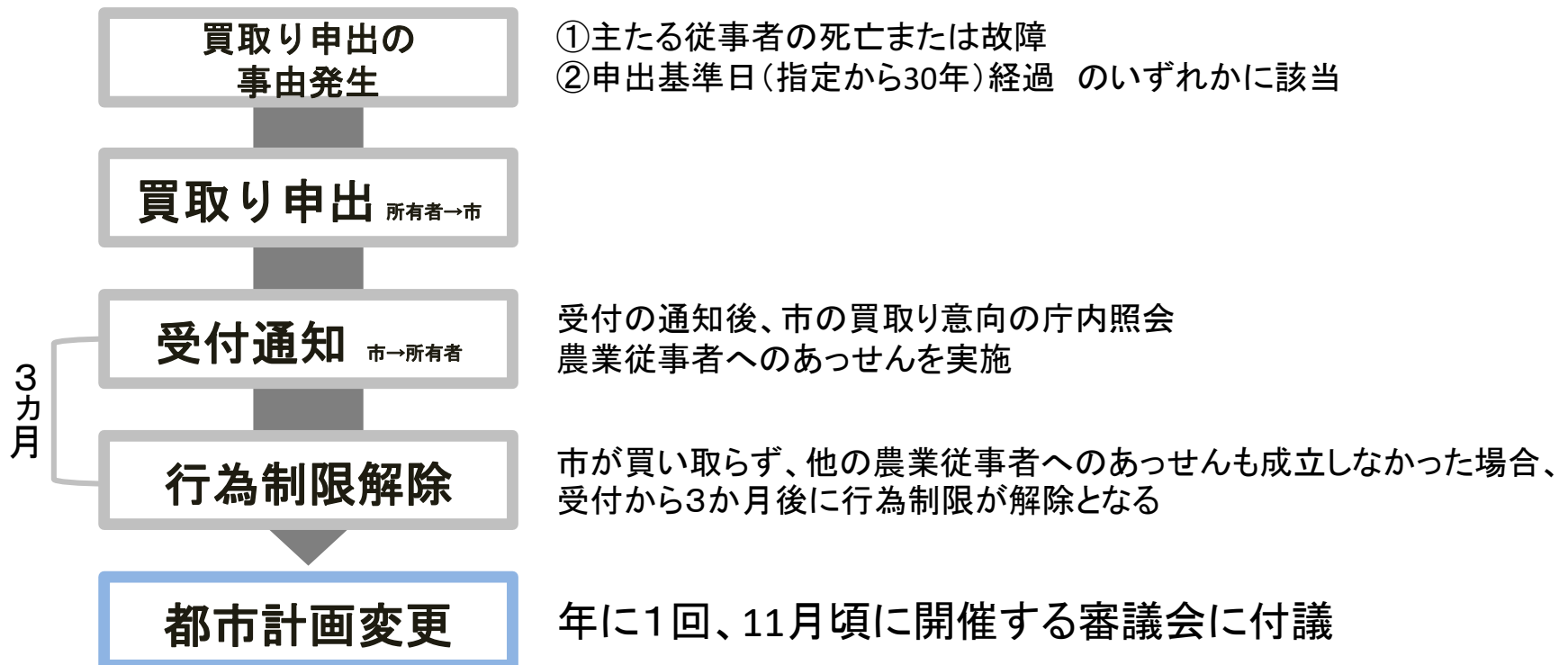
北部大阪都市計画

生産緑地地区の変更について

- 1 行為制限解除に伴う変更（廃止・区域変更）
- 2 変更内容のまとめ
- 3 都市計画変更のスケジュール

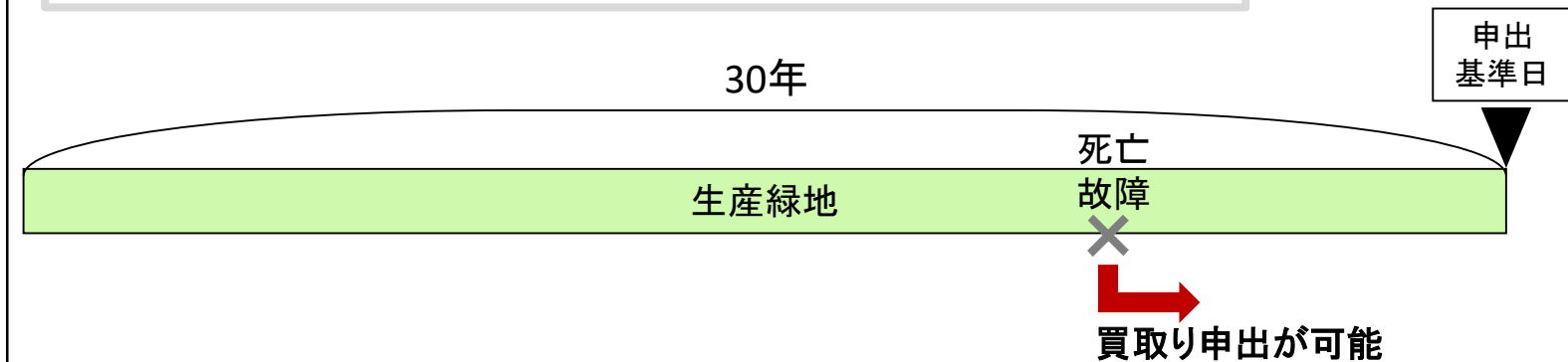
都市計画変更の内容

買取り申出がなされ、行為制限が解除された生産緑地地区について、廃止または区域変更を行う。

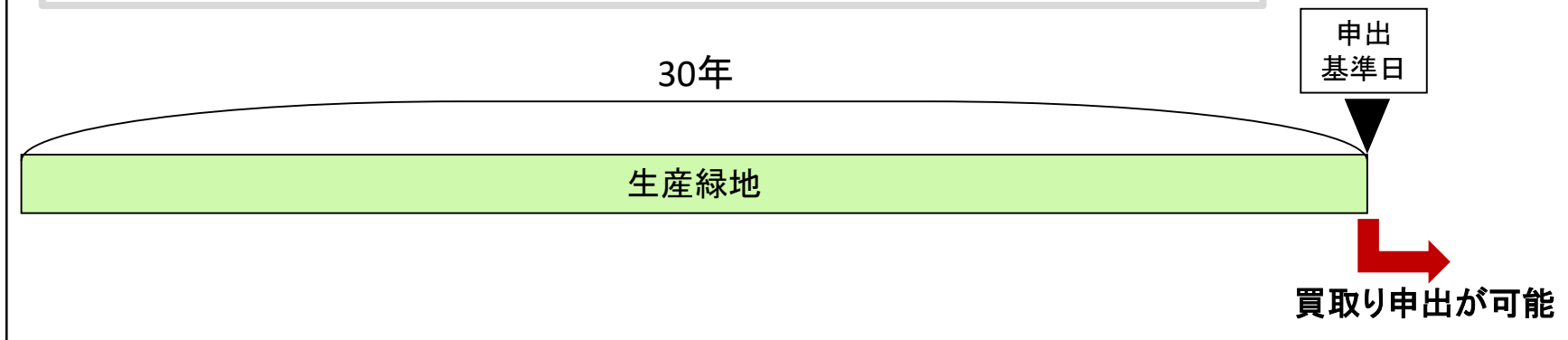


生産緑地の買取り申出理由

①主たる従事者の死亡または故障



②申出基準日(指定から30年)経過



1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更) 茨木市

<案件一覧図>

新旧対照 図番号	地区名	買取り申出理由
1	中河原町 3	①故障
2	耳原一丁目 7	①故障
3	西河原一丁目 2	①死亡
4	蔵垣内二丁目 3	①故障

1 中河原町3

2 耳原一丁目7

3 西河原一丁目2

4 蔵垣内二丁目3

 生産緑地地区
 市街化調整区域

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更) 茨木市

変更内容	対象地区	面積 (ha)
廃止	3 地区	△ 0.31
区域変更	1 地区	△ 0.03
合計		△ 0.34

参考：廃止と区域変更の考え方

生産緑地地区は、1筆～複数筆の生産緑地を一団として指定

・ 地区の廃止

…地区から生産緑地が全て無くなる場合

・ 地区の区域変更

…地区から生産緑地が一部無くなるが、地区として存続する場合

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更) 茨木市

1 中河原町3(廃止) 主たる従事者の故障



生産緑地



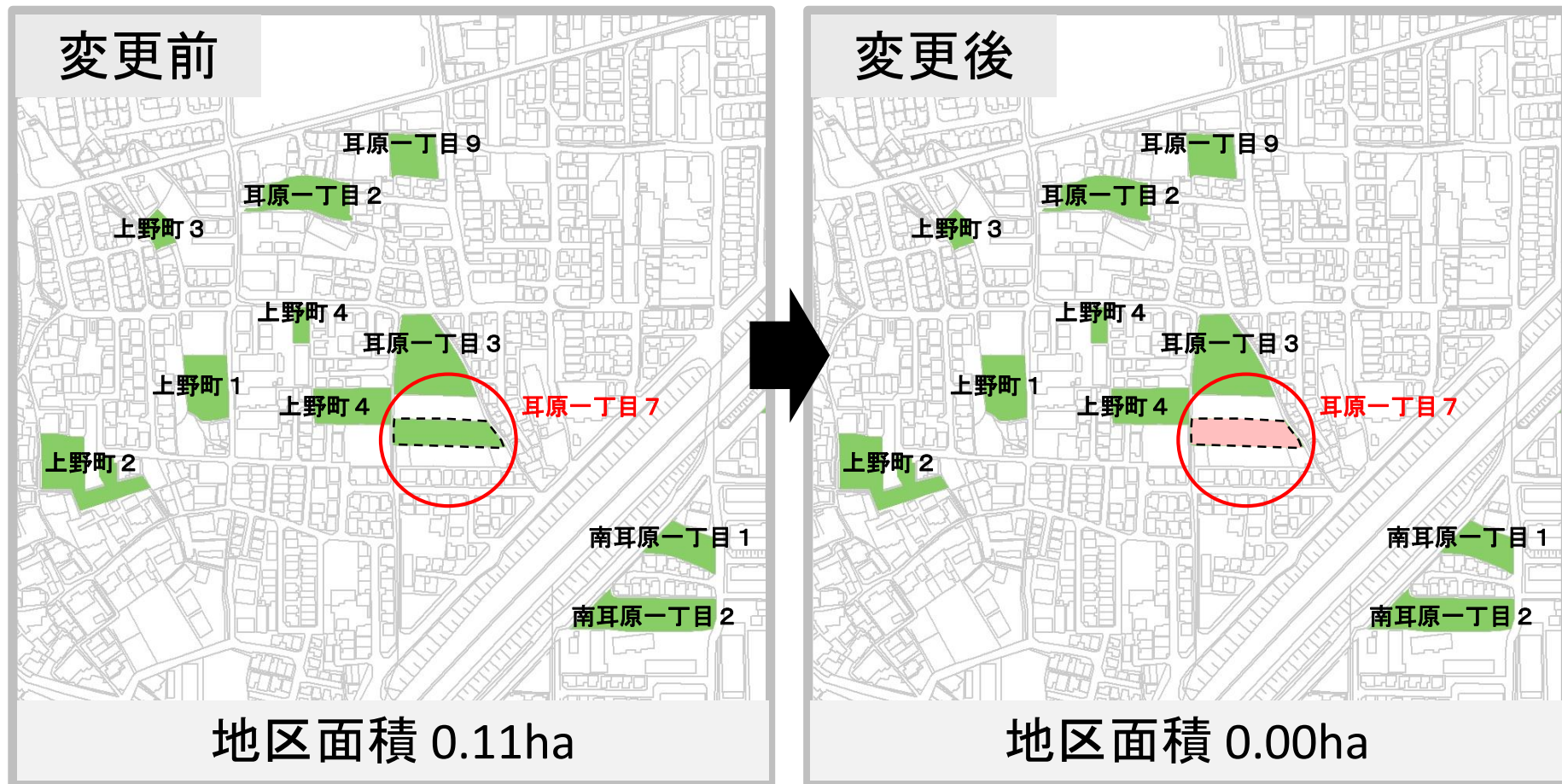
行為制限解除となった生産緑地



対象の生産緑地地区

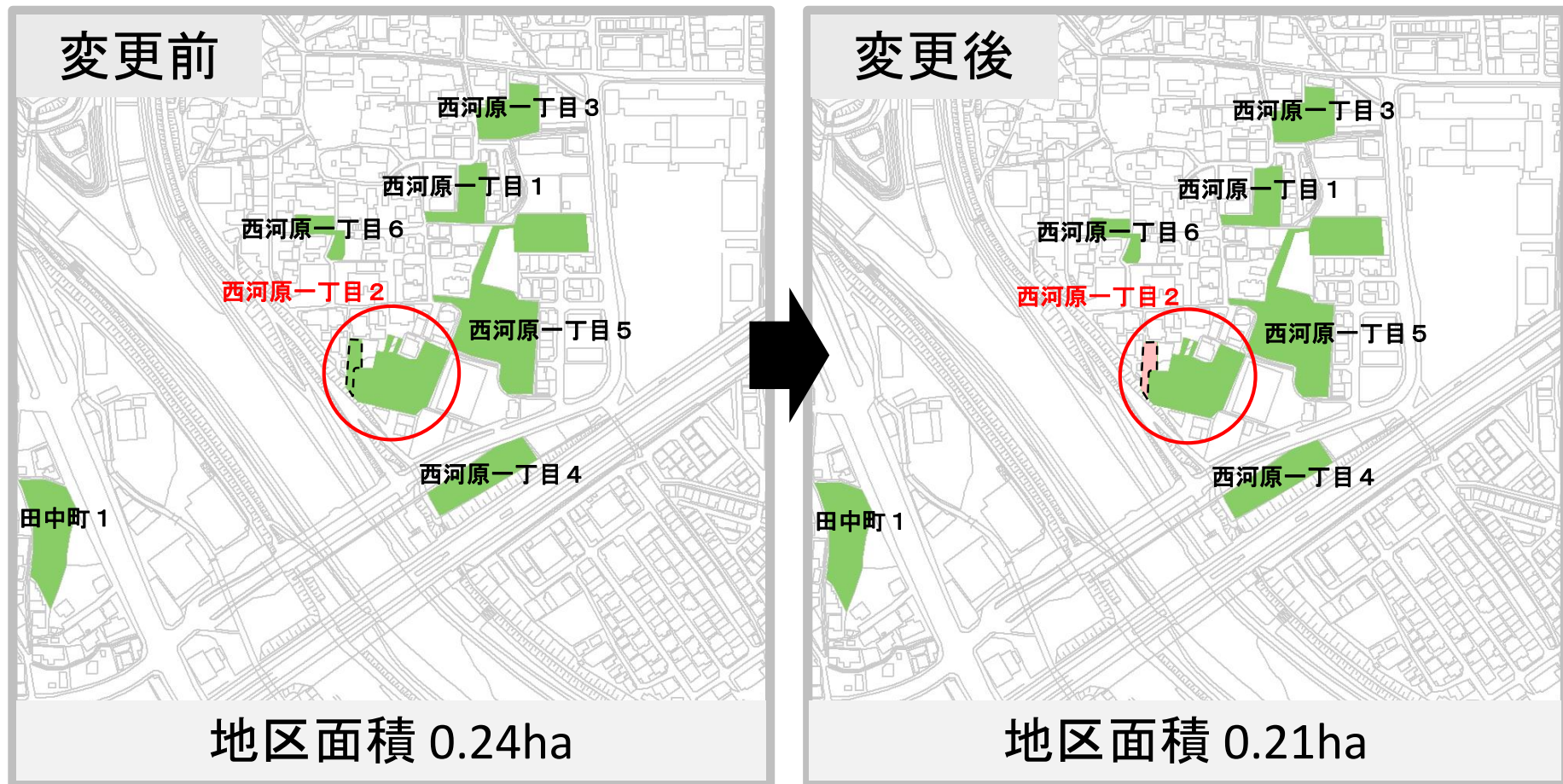
1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更) 茨木市

2 耳原一丁目7(廃止) 主たる従事者の故障



 生産緑地  行為制限解除となった生産緑地  対象の生産緑地地区

3 西河原一丁目2 (区域変更) 主たる従事者の死亡



生産緑地

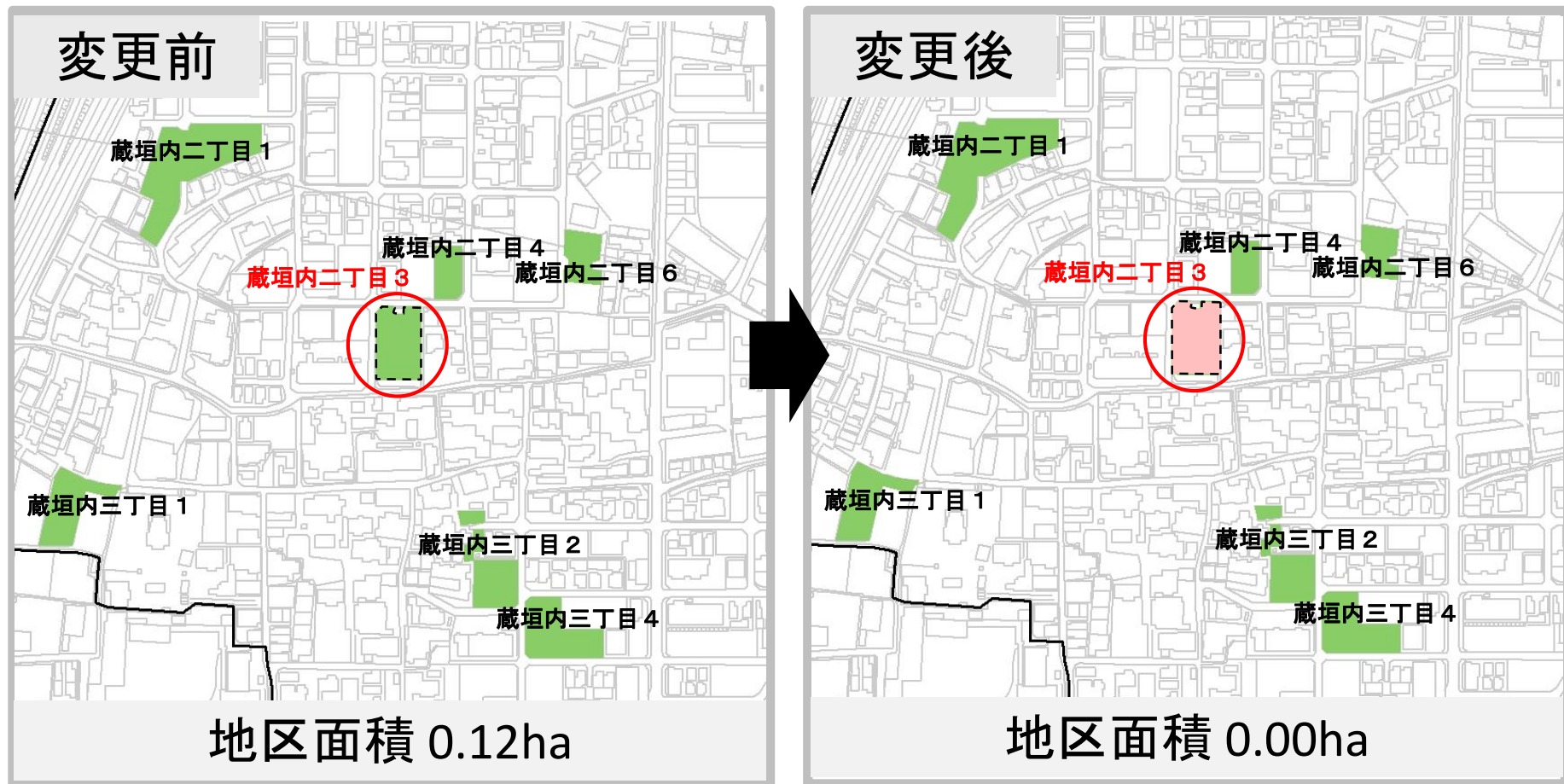


行為制限解除となった生産緑地



対象の生産緑地地区

4 蔵垣内二丁目3(廃止) 主たる従事者の故障



生産緑地 行為制限解除となった生産緑地 対象の生産緑地地区

2 変更内容のまとめ

変更内容	対象地区	地区数	面積 (ha)
行為制限解除に伴う 廃止	中河原町 3 ほか 2 地区	△ 3 地区	△ 0.31
行為制限解除に伴う 区域変更	西河原一丁目 2	－	△ 0.03
合 計		△ 3 地区	△ 0.34
変 更 前		238地区	43.21
変 更 後		235地区	42.87

(都市計画法第17条)

都市計画案の縦覧
意見書の提出

令和7年

9月16日～9月30日

- ・縦覧者 : 0名
- ・意見書提出 : 0件

茨木市都市計画審議会

令和7年11月10日

都市計画変更告示

令和7年12月上旬